

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	精神・結核医療給付金の支給	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第7条の3 堺市国民健康保険条例施行規則第4条の3	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>被保険者が下記審査基準に記載の医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、申請によりその医療に要した費用のうち、自己負担分に相当する額を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者が、医療機関等への通院により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神障害の医療を受けたとき。 2 結核患者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に規定する医療を受けたとき。 	
標準処理期間	標準処理期間	90日
	標準処理期間を設定できない理由	